

令和元年第8回美郷町議会定例会

議事日程（第3号）

令和元年12月11日（水曜日）午前10時開議

議案審議（質疑～討論～表決）

- 第 1 議案第74号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 第 2 議案第75号 美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第 3 議案第76号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 4 議案第77号 美郷町附属機関の設置に関する条例の制定について
- 第 5 議案第78号 美郷町印鑑条例の一部改正について
- 第 6 議案第79号 美郷町認可地縁団体印鑑条例の一部改正について
- 第 7 議案第80号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第81号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第82号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第83号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第84号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第12 議案第85号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第13 議案第86号 指定管理者の指定について
- 第14 議案第87号 指定管理者の指定について
- 第15 議案第88号 指定管理者の指定について
- 第16 議案第89号 指定管理者の指定について
- 第17 議案第90号 指定管理者の指定について
- 第18 議案第91号 指定管理者の指定について
- 第19 議案第92号 令和元年度美郷町一般会計補正予算第5号
- 第20 議案第93号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号

- 第 2 1 議案第 9 4 号 令和元年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 2 号
- 第 2 2 議案第 9 5 号 令和元年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号
- 第 2 3 議案第 9 6 号 令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号
- 第 2 4 議案第 9 7 号 令和元年度美郷町水道事業会計補正予算第 3 号

陳情等審議 (委員長報告～質疑～討論～表決)

- 第 2 5 陳情第 3 1 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情
- 第 2 6 陳情第 3 4 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情
- 第 2 7 陳情第 3 6 号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情
- 第 2 8 陳情第 4 4 号 「深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など地方における公立・公的病院のおかれている医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないこと」を国に求める意見書提出の陳情書
- 第 2 9 陳情第 3 9 号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出について
- 第 3 0 陳情第 4 0 号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設に関する意見書の提出について
- 第 3 1 陳情第 4 1 号 ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める陳情
- 第 3 2 陳情第 4 2 号 お金の心配なく、国の責任で、安心してらせる社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める陳情

追加議案審議

- 追加日程第 1 発議第 1 0 号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出について
- 追加日程第 2 発議第 1 1 号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出について
- 追加日程第 3 発議第 1 2 号 深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など地方における公立・公的病院のおかれている医療事情の状況把握を欠いたまま、

国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことを国に求める意見書の提出について

追加日程第4 閉会中の継続審査及び継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	深 沢 義 一 君	3番	鈴 木 正 洋 君
4番	内 田 清 文 君	5番	泉 美和子 君
6番	森 元 淑 雄 君	7番	高 山 茂 雄 君
8番	細 井 邦 男 君	9番	熊 谷 良 夫 君
10番	伊 藤 福 章 君	11番	鈴 木 良 勝 君
12番	村 田 薫 君	13番	藤 原 政 春 君
14番	深 澤 均 君	15番	熊 谷 隆 一 君
16番	澁 谷 俊 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企 画 財 政 課 長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	藤 田 信 晴 君	住 民 生 活 課 長	高 橋 久 也 君
福 祉 保 健 課 長	齊 藤 敦 子 君	農 政 課 長	高 橋 勉 君
商 工 観 光 交 流 課 長	黒 田 逸 人 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	小 田 長 光 仁 君	農 業 委 員 会 長	高 橋 正 尚 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	奥 山 智 佳 等 君	教 育 長	福 田 世 喜 君
教 育 次 長 兼 教 育 推 進 課 長	木 村 光 紀 君	教 育 総 務 課 長	煙 山 光 成 君
生 涯 学 習 課 長	皆 川 信 之 君	代 表 監 査 委 員	深 澤 克 太 郎 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	鈴 木 忠	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	高 橋 幸 子
主 査	高 橋 洋 子		

◎開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております、日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第74号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、議案第74号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを、議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第74号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第74号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更については、原案のとおり決しました。

◎議案第75号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第2、議案第75号 美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを、議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。5番、泉 美和子君。

○5番（泉 美和子君） フルタイムとパートタイムの人数はどれくらいになるのかということ

と、期末手当の支給の対象となる方はどれくらいとなるのかということ伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） ただいまの質問にお答えをいたします。

フルタイムとパートタイムの人数でございますけれども、これはこの後募集を行って、どれだけエントリーするかということにもよりますので、あくまでも見込みということになるかと思っておりますけれども、大体総数で200人程度になるということで見込んでおりますけれども、フルタイムにつきましては、その約半分ぐらいになるのかと思っております。ただ、会計年度任用職員の制度を構築することによりまして、これまでフルタイムであったものを見直しをしまして、パートタイムということに変えるものもございますので、そこら辺は、この後規則を定めるに当たって詰めてまいりたいと考えているところであります。

また、期末手当の支給につきましては、任用期間が6カ月以上であり、かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の場合は正職員に準じて支給をするということで規定をしております。これにつきましても勤務時間が15時間30分以上ということになるところの募集につきましても、この後詰めていくということでございますので、今回の条例の制定につきましては、この会計年度任用職員のフレームを決めるということでございますので、この後、詳細につきましては規則で定めるということになってございます。その規則につきましては、今現在、まだ案の状況でございますので、詳細につきましてはまたこの後の説明とさせていただきたいと思っております。

説明は以上です。

○議長（澁谷俊二君） 5番議員、よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第75号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第75号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号 美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり決しました。

◎議案第76号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第3、議案第76号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを、議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。4番、内田清文君。

○4番（内田清文君） この交通指導員、防犯指導員に関して伺います。

今回のこの改正、制定によって、交通指導員と防犯指導員の条例は廃止されるということなんですけれども、この方々の今後の報酬。説明では、業務委託する、または有償ボランティアでということですが、想定されている報酬は幾らぐらいなのかということと、またこれまでであった隊長、副隊長の役職は今後どうなるのか。あと、例えば有償ボランティアとなる場合、このボランティアで人が集まる見込みがあるのか。

以上3点について伺います。

○議長（澁谷俊二君） 住民生活課長。

○住民生活課長（高橋久也君） ただいまの質問に、お答えいたします。

交通指導員、それから防犯指導員につきましては、改めて要綱を制定しまして、指導員として委嘱する予定でございます。業務の内容、それから職務、それから指導員の数、制服、装備品については、これまでどおり、現行どおり支給するつもりで考えております。

また、報酬につきましては、現行の金額をベースにして検討していきたいと考えております。金額等につきましては、当初予算案の中で示させていただきます。

それから、今後の募集についてですけれども、現有の隊員に関しましては、このことを既に伝えておりますので、ほぼ引き続きということの認識をしておると思います。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 4番議員よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第76号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第76号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり決しました。

◎議案第77号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第4、議案第77号 美郷町附属機関の設置に関する条例の制定についてを、議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第77号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第77号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号 美郷町附属機関の設置に関する条例の制定については、原案のとおり決しました。

◎議案第78号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第5、議案第78号 美郷町印鑑条例の一部改正についてを、議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第78号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第78号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第78号 美郷町印鑑条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第79号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第6、議案第79号 美郷町認可地縁団体印鑑条例の一部改正についてを、議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第79号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第79号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第79号 美郷町認可地縁団体印鑑条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第80号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第7、議案第80号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第80号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第80号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第81号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第8、議案第81号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第81号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第81号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第82号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第9、議案第82号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第82号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第82号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第82号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第83号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第10、議案第83号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第83号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第83号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第83号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第84号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第11、議案第84号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを、議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第84号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第84号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第84号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第85号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第12、議案第85号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを、議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第85号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第85号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第85号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第86号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第13、議案第86号 指定管理者の指定についてを、議題といたします。
説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第86号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第86号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号 指定管理者の指定については、
原案のとおり決しました。

◎議案第87号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第14、議案第87号 指定管理者の指定についてを、議題といたします。
説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第87号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第87号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号 指定管理者の指定については、
原案のとおり決しました。

◎議案第88号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第15、議案第88号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第88号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第88号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第88号 指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

◎議案第89号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第16、議案第89号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第89号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第89号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第89号 指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

◎議案第90号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第17、議案第90号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第90号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第90号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第90号 指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

◎議案第91号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第18、議案第91号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第91号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第91号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第91号 指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

◎議案第92号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第19、議案第92号 令和元年度美郷町一般会計補正予算第5号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。8番、細井邦男

君。

○8番（細井邦男君） ページ数が112、113ページになります。7款商工費の中の4目温泉施設費でございますけれども、この施設整備工事、町内3つの温泉施設の工事でありますけれども、この工期について、何日ほどかかる予定なのか伺います。その工期が2日以上であれば、その間施設を休館することになるのかについても伺います。

○議長（澁谷俊二君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（黒田逸人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回工事をやらせていただきます温泉は、町内3つの温泉でそれぞれ工事を行いますけれども、工期といたしまして、手配から片づけ全てを含んで全て1カ月程度を見ております。ただ、温泉の実際手をかける工事につきましてはそれぞれ工期が違いますので、ただいま3つについてご説明させていただきます。

まず、六郷温泉あったか山の浴室天井塗装の工事につきましては、7日から10日の実際の工事の期間を見込んでおります。これにつきましては、2月の閑散期といたしますか、比較のお客様の少ない期間を見込んでおりまして、通常の休業日も含めて極力影響がない範囲でやらせていただくように手配をとらせていただきたいと思いますと考えております。

続きまして、湯とびあ雁の里温泉の大浴場塗装工事につきましては、同じく7日から10日間の実際の工事を予定しております。こちらも休業日に合わせて極力影響のない範囲でやりたいと考えております。

もう一つ、サン・アールのサウナ室ガラス取りかえ工事につきましては、1日でガラスの取りかえが終わるという予定を今見込んでおりますので、これは休業日に合わせて実施させていただければと考えております。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 細井邦男君。

○8番（細井邦男君） その間、休館する予定はございますか。

○議長（澁谷俊二君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（黒田逸人君） 通常の休業日を含んで、極力少なくはしますけれども、やはり通常の営業日にかかる部分も出てくると思いますので、極力少なくは手配させていただきますが、長い工期で7日の場合は5日か6日は休業し、そのほかは1日、2日は通常の休業日に当たるとは思いますけれども、多少通常の営業には影響が出るかと思っております。

よろしく願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 8番議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。15番熊谷隆一君。

○15番（熊谷隆一君） 111ページの上段のほうの農林水産業費の関係ですけれども、23節多面的機能支払交付金返還金とありますけれども、この事業の返還金が出たということは、事業実施の団体の活動が撤退しているとかそういうことなのか。この返還金の中身と事業実施の状況についてお伺いします。

○議長（澁谷俊二君） 農政課長。

○農政課長（高橋 勉君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

今回の返還金につきましては、通常多面的機能交付金が7月に交付されます。年度が明けまして4月から7月の交付までに必要な金額につきましては、繰越金を充てることはよろしいということで、それ以外のものについて返還をするという仕組みになっております。今回、5組織の返還が生じたところですが、それぞれの活動実績、30年度の活動実績を見ますと、それぞれ草刈り、それからのぼり旗の掲揚等々、それから花植え等々行っております。そういった日々の活動は行っておりますけれども、これまでの活動期間、今回5年間のスパンで持ち越し金の精算といえますか、返還の算出を行ったわけですが、通常の活動を行った結果、結果的に持ち越し金がちょっと多くなったという状況でございます。

以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 15番議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。4番、内田清文君。

○4番（内田清文君） ページ数で98、99ページの総務費ですね。2款1項1目15節工事請負費の機械器具設備工事。これは約1,300万円でエレベーターという説明がありました。エレベーターの保護設置及び耐震強化ですが、これ長寿命化も考えられているのかどうか伺います。

○議長（澁谷俊二君） 総務課長。

○総務課長（本間和彦君） ただいまの質問にお答えをします。

今回計上させていただきました工事の内容でございますが、エレベーターによる挟まれ事故を防止がまず1点です。次の2点目が、地震時の機械の破損、損傷を防止するという工事が2点目です。そして、3点目としまして、地震時の閉じ込め防止ということで、この3点をメインに工事を実施する予定でございます。この工事を実施することによりまして、結果的に長寿命化につながるものと認識してございます。

説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 4番議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第92号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第92号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号 令和元年度美郷町一般会計補正予算第5号は、原案のとおり決しました。

◎議案第93号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第20、議案第93号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番、熊谷良夫君。

○9番（熊谷良夫君） きの中の一般質問で、基金残高についてちょっと違いがありましたので、ちょっと確認のためお聞きしますが、この4,000円を繰り入れたことによる残高は、幾らになるのでしょうか。

○議長（澁谷俊二君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

円単位まではちょっと把握しておりませんが、2億4,700万円程度基金があります。

以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 9番熊谷良夫君。

○9番（熊谷良夫君） きの中の泉議員の一般質問で、国保は単年度決済なので、余った分は税の値下げ等に回すべきという、ちょっと発言がありましたけれども、もし単年度決済であるならば、この基金というのは過年度分でありまして、昨年あるいは昨年以上の前の人に、還付する金

額ではないかと思えますけれども、いわゆるJAの共済なんかは配当金などで還付しているんですけれども。町長のおっしゃったように、単年度決済であっても継続性は非常に大切だと私は思っておりますけれども、そこら辺の見解をお願いします。

○議長（澁谷俊二君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるような、そのとおりと認識しております。単年度決済ではありますけれども、やはり継続性のあるものでございますので、そのように使用していきたいと思っておりますのでございます。

○議長（澁谷俊二君） 9番議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第93号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第93号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号は、原案のとおり決しました。

◎議案第94号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第21、議案第94号 令和元年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第94号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第94号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号 令和元年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり決しました。

◎議案第95号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第22、議案第95号 令和元年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を、議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第95号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第95号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号 令和元年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり決しました。

◎議案第96号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第23、議案第96号 令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を、議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第96号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第96号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第96号 令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、原案のとおり決しました。

◎議案第97号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第24、議案第97号 令和元年度美郷町水道事業会計補正予算第3号を、議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第97号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第97号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第97号 令和元年度美郷町水道事業会計補正予算第3号は、原案のとおり決しました。

◎陳情第31号、陳情第34号、陳情第36号及び陳情第44号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第25、陳情第31号から日程第28、陳情第44号までの4件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

この陳情の審査方を総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長村田 薫君、登壇願います。

(総務常任委員長 村田 薫君 登壇)

○総務常任委員長(村田 薫君) 報告します。

令和元年6月4日の第4回美郷町議会定例会において、当委員会に審査を付託され継続審査となっておりました陳情第31号、第34号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情と、令和元年9月3日の第7回美郷町議会定例会において当委員会に審査を付託され継続審査となっておりました陳情第36号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情についての審査経過と結果をご報告申し上げます。

12月9日、委員5名の出席のもと当委員会を開催して、慎重に審査いたしました。これらの陳情は関連があることから、一括して審査を行いました。

審査では、内容ですが、同じ沖縄の中で相反する陳情であり、地域を分断させる内容に対してどちらも採択できない。次は、陳情第31号、第34号の陳情趣旨は理想的ではあるが、実現は難しいものだ。陳情第36号は、現実的なもので、とにかく早く基地を安全なところに移してほしいという近くで暮らしている人々の率直な意見だと思う。次は、住宅の近くに軍事施設がある普天間と新基地を建設する辺野古と、どちらの沖縄県民の気持ちもよくわかりますが、意見書を出すまでには至らない。次は、2回継続審査しておりまして、いつまでも結論を出さないことは好ましくないなどの意見がありました。

それぞれ採決をしたところ、陳情第31号、陳情第34号及び陳情第36号のいずれも、不採択すべきもの4人で、不採択すべきものと決しました。

次に、12月2日の第8回定例会本会議において当委員会に審査を付託されました陳情第44号「深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など地方における公立・公的病院のおかれている医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないこと」を国に求める意見書提出の陳情書の審査経過と結果をご報告申し上げます。

審査では、国の基準で一方的に病院再編や統合を決めるべきでなく、県や広域自治体、地域住民、医療機関において話し合いがされるべきだ。次に、医師不足、公共交通機関の衰退という状況の中で再編統合されると、患者はどこへ行ったらいいのか不安である。地方においては、簡単に再編や統合を進めるべきではない。次に、人口減少が背景にあると思うので、再編や統合もいずれはいたし方ない部分もあると思うが、病院名を提示したことが大変大きな問題である。名指しされた県内の病院は怒っている。次に、人口減少や医療需要を踏まえて、今後地域医療について考える問題提起となる陳情であるなどの意見がありました。

採決したところ、採択すべきもの4人となり、採択すべきものと決しました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（澁谷俊二君） ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、陳情第31号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

陳情第31号について、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

お諮りします。

陳情第31号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者1名）

○議長（澁谷俊二君） 起立少数です。よって、陳情第31号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情は、不採択とすることに決しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第34号について申し上げます。

既に同じ内容の陳情が不採択とされておりますので、陳情第34号は不採択とされたものとみなします。

ただいま議題となっております案件中、陳情第36号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

陳情第36号について、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

お諮りします。

陳情第36号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者0名)

○議長(澁谷俊二君) 起立なしと認めます。よって、陳情第36号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情は、不採択とすることに決しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第44号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

陳情第44号について、これより採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

陳情第44号について、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、陳情第44号 「深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など地方における公立・公的病院のおかれている医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないこと」を国に求める意見書提出の陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決しました。

◎陳情第39号、陳情第40号、陳情第41号及び陳情第42号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第29、陳情第39号から日程第32、陳情第42号までの4件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

この陳情の審査方を教育民生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長藤原政春君、登壇願います。

(教育民生常任委員長 藤原政春君 登壇)

○教育民生常任委員長(藤原政春君) 教育民生常任委員会の報告を申し上げます。

12月2日の第8回定例会本会議において当委員会に審査を付託されました陳情第39号から陳情第42号の審査結果と経過をご報告申し上げます。

12月5日委員5名の出席のもと、当委員会を開催して慎重に審査いたしました。陳情第39号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出についての審査では、日本医師会

総合政策研究機構のデータによると、2030年には人口1,000人当たりの医師数が3人となり、人口減少が進んでいくと経済協力開発機構OECDが調査した世界平均3.5人に近づくと予想されるが、今後の医療需要の高まりとともに、すぐれた人材、医師の確保が求められる。医療の質を落とさないように医師を増やすべきと考える。秋田県は特に高齢化が進んでいる中で、医療を必要とする場面も増えるだろう。医師は減らさずに養成すべきだと思う。当地域でも医師不足が生じる医療現場と地域の実態を踏まえると、採択すべきだという意見、大都会には医師が多く地方では医師が不足という医療格差が生じており、抜本的改革が必要ではないかと思っている。地方にも医師が確保できる仕組みとして、医師の数は増やさなければいけないと感じるので、趣旨賛同するという意見がありました。

採決したところ、採択すべきものが3人、趣旨採択すべきものが1人となり、採択すべきものと決しました。

陳情第40号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設に関する意見書の提出についての審査では、介護従事者の労働状況は過酷な状況にあり、これから介護業界に進もうとする若者にもイメージが悪く、介護職の人員不足が想定される。高齢化がますます進む中で介護職員の需要が大きくなるので、特定最賃の新設は妥当だと思う。介護施設の労働者アンケートでやめたい人が半数以上、やめたい理由の最も割合の多いのは賃金が低いこと。介護現場では離職者が多いと聞く。賃金を上げて介護職を確保する必要がある、賃金の底上げから推し進めることも必要だという意見がありました。採決したところ、採択すべきもの4人となり、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第41号 ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める陳情の審査では、介護現場の声を聞くと介護従事者の労働条件を抜本的に改善する必要性を感じる。介護保険の抜本的改善を国会でもっと論議すべきだ。ケアプランの有料化で利用者の負担増につながることにについて、経営者側の意見では利用者負担は必要だと聞いた。確かに利用者側は負担が増えることになるが、公平性の観点から、ある程度の利用者負担は必要でないか。高齢化社会の基盤を今からつくっておかなければならないと思うが、陳情4項目の全てに賛成できるものではないなどの意見がありました。採決したところ、採択すべきもの1人、趣旨採択すべきもの3人となり、趣旨採択すべきものと決しました。

次に、陳情第42号 お金の心配なく、国の責任で、安心してらせる社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める陳情の審査では、憲法25条に規定する全ての人が健康で文化的な生活が営むことができるためには、社会保障制度の拡充を考えなければならないと思う。他国に比べて日

本は貯蓄や株などの資産を増やして老後に備える人が少ないと言われるが、医療、介護、年金、教育などの全てを国の責任でお願いするのは、財政的にも無理がある。生活の最低保証をすることで生活保護を抑えていくということもあるだろうが、お金の心配なくという文言や公平な税制を正すという文言に疑問があるなどの意見がありました。採決したところ、採択すべきもの1人、趣旨採択すべきもの1人、不採択すべきもの2人となり、不採択すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。質疑は陳情番号を述べてからお願いします。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、陳情第39号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

陳情第39号について、これより採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

陳情第39号について、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、陳情第39号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出については、委員長の報告のとおり採択することに、決しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第40号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

陳情第40号について、これより採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

陳情第40号について、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、陳情第40号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設に関する意見書の提出については、委員長の報告のとおり採択することに、決しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第41号について、これより討論を行います。(「5番」の声あり) 陳情に対しての賛成討論ですか。(「はい」の声あり) それでは、陳情に賛成の発言を許します。

5番、泉 美和子君、登壇願います。

(5番 泉 美和子君 登壇)

○5番(泉 美和子君) 陳情第41号に、賛成の立場から討論いたします。

委員長報告は趣旨採択ですので、意見書を提出しないということです。この陳情の内容からして、ぜひ採択をして意見書を国に提出すべきだと考えるものです。とりわけ介護従事者の大幅な処遇改善などは関係者の切実な願いであり、介護現場での人手不足などの改善につながるものであり、そのためには国庫負担の大幅な引き上げが求められるものです。安心安全の介護保険制度の充実のためにも、この陳情はぜひ採択して意見書を上げるべきだと思います。

以上です。

○議長(澁谷俊二君) ほかに討論ありませんか。9番、熊谷良夫君。反対討論ですか。(「反対討論です」の声あり) 次に、陳情に反対者の発言を許します。

9番、熊谷良夫君、登壇願います。

(9番 熊谷良夫君 登壇)

○9番(熊谷良夫君) 私の所属している委員会では趣旨採択ということで決まりましたけれども、今賛成討論の中に、介護従事者の処遇の改善という、これは陳情第40号で十分話し合いまして、討論しまして、これは採択しております。このほかの内容として4項目ありますけれども、ケアプランの有料化の廃止、あるいは介護保険料の軽減、あるいは介護保険財政に対する国の負担割合の大幅な引き上げ。これは余りにも現実離れしたというか、いわゆる受益者負担を考えますと、ある程度の応分の負担、あるいは先ほどいろいろ申し上げましたけれども、健全なる財政運営のためにはこれも必要ではないかということで、陳情第40号で採択しておりますので、これは趣旨採択ということにしましたので、皆様のご賛同をお願いします。

○議長(澁谷俊二君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） これで討論を終わります。

陳情第41号について、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

お諮りします。

陳情第41号を、委員長の報告のとおり趣旨採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 1 2 名）

○議長（澁谷俊二君） 起立多数です。よって、陳情第41号 ケアプラン有料化などの制度見直し
の中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める陳情は、委員長の報告の
とおり趣旨採択することに、決しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第42号についてこれより討論を行います。討論あ
りませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

陳情第42号について、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

お諮りします。

陳情第42号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 1 名）

○議長（澁谷俊二君） 起立少数です。よって、陳情第42号 お金の心配なく、国の責任で、安心
してらせる社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める陳情は、委員長の報告のとおり不採
択することに、決しました。

暫時休憩いたします。

（午前 1 1 時 0 1 分）

（午前 1 1 時 0 2 分）

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○議長（澁谷俊二君） ただいま配付しました追加議事日程表のとおり、案件が提出されております。

これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに、決定いたしました。
暫時休憩いたします。

（午前11時02分）

（午前11時03分）

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎発議第10号の上程、表決

○議長（澁谷俊二君） 追加日程第1、発議第10号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。

ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。

発議第10号について、これより採決いたします。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、発議第10号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出については、原案のとおり決しました。

◎発議第11号の上程、表決

○議長（澁谷俊二君） 追加日程第2、発議第11号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は、省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。

発議第11号について、これより採決いたします。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、発議第11号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出については、原案のとおり決しました。

◎発議第12号の上程、表決

○議長（澁谷俊二君） 追加日程第3、発議第12号 深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など地方における公立・公的病院のおかれている医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことを国に求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は、省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。

発議第12号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、発議第12号 深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など地方における公立・公的病院のおかれている医療事情の状況把握を

欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことを国に求める意見書の提出については、原案のとおり決しました。

◎閉会中の継続審査及び継続調査について

○議長（澁谷俊二君） 追加日程第4、閉会中の継続審査及び継続調査についてを議題といたします。

教育民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長、議会運営委員会委員長より審査中の事件等について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに、決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で、今定例会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和元年第8回美郷町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時08分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和元年12月11日

美郷町議会議長 澁谷 俊 二

署 名 議 員 鈴 木 良 勝

署 名 議 員 村 田 薫